

入札説明書

1 件名

千葉市療育センター仮設建物賃貸借

2 入札参加資格確認申請

(1) 申請期間

令和5年11月6日(月)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

持参または書留郵便

(持参の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時までとし、郵送による場合は、封筒に「入札参加資格確認申請書在中」と朱書きして、令和5年11月6日(月)午後5時までに書留郵便にて必着のこと。)

【提出先】〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号(千葉市役所高層棟9階)

千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課

電話 043-245-5227

(3) 提出書類

- ・入札参加資格確認申請書
- ・主任技術者等届出書
- ・実務経験証明書
- ・過去10年(平成25年度～令和4年度)の間に、同種及び同規模程度の物件の賃貸借契約を締結した実績を確認できる書類(契約書・仕様書の写し等)

(4) 入札参加資格の確認通知

令和5年11月10日(金)までに、入札参加資格の確認審査の結果について、申請者宛てに「入札参加資格確認結果通知書」を発送する。

3 設計図書

(1) 交付期間

令和5年11月17日(金)午後5時まで

(2) 交付方法

千葉市公式サイト内「入札情報等」の入札(見積)募集案件「その他」のページからダウンロード

https://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsu_joho/anken/other/index.html

4 質問の受付

(1) 受付期間

令和5年11月7日(火)から令和5年11月9日(木)午後5時まで(必着)

(2) 提出方法

設計図書とともに交付する「質問書」を使用して、次のメールアドレスへ提出すること。送信にあたり件名は「千葉市療育センター仮設建物賃貸借に関する質問」とすること。

【受付アドレス】 shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp

質問書を提出した場合は、電話連絡にて電子メールの受信を確認すること。

【連絡先】 障害福祉サービス課 電話番号 043-245-5227

(3) 回答日

令和5年11月15日（水）午後5時までに全ての参加業者へ電子メールで回答（質問の無い場合には、「無い」旨をメールで連絡する。）

5 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

令和5年11月20日（月）午前10時00分（郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く入札日前日の午後5時までに書留郵便にて必着のこと。）

(2) 開札場所

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所高層棟3階 L会議室304

(3) 入札方法

①入札金額は、賃貸借料の総額の110分の100に相当する金額とする。

②入札は所定の入札書をもって行い、商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

③入札書には積算内訳書（任意様式）を添付すること。

④郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書きし、書留郵便により送付すること。書留郵便によらない場合は失格とする。（宛先は2（2）【提出先】と同様。）

(4) 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場合は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない。（入札前に委任状を提出すること。）

(5) 入札保証金

免除（ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第8条第2項の規定に該当する場合は、当該入札保証金の納付の免除に係る部分に相当する額を違約金として徴収するものとする。）

(6) 無効となる入札

千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

6 落札者の決定

開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札を行った者が2者以上あるときは、くじにより

落札者を決定する。

7 再度入札

- (1) 開札において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は1回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者又は、初回の入札で無効とされた者は参加できない。

8 契約期間

契約期間と賃貸借期間は、別の期間となる。

仮設プレハブの引渡し日は、賃貸借期間の前日（令和6年8月31日）までとする。

- ・ 契約期間：設置工事期間（実施設計を含む）＋賃貸借期間
- ・ 賃貸借期間：仮設プレハブを賃貸借する期間

9 契約条件等

(1) 契約保証金

要（ただし、千葉市契約規則第29条第1号及び第2号に該当する場合は、免除とする。）

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 支払条件

賃貸借料の支払は年3回とし、それぞれ4か月分の賃貸借料を支払うものとする。

ただし、初年度1回目の支払は、令和6年9月1日から令和6年11月30日までの3か月分の賃貸借料とし、最終年度の支払は、令和8年4月1日から令和8年4月30日までの1か月分の賃貸借料とする（合計6回払い）。なお、最終支払回は、仮設建物の撤去工事に係る検査合格後に支払うものとする。

(4) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(5) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(6) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

10 その他

入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行する。